

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度について



[令和3年4月入学者から適用]

令和2年8月

※ このリーフレットは、横浜市立大学医学部神奈川県指定診療科卒業合格者を対象とする神奈川県地域医療医師修学資金制度の概要についてまとめた内容となっています。

【問合せ先】

〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県健康医療局保健医療部医療課人材確保グループ
電 話：045-210-4877（直通）
FAX：045-210-8858
Email：ouhuku-ishikakuho@pref.kanagawa.jp

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度

神奈川県地域医療医師修学資金貸付制度は、将来、神奈川県内の医療機関において、地域医療を担う医師としての業務に従事する意思がある県内4大学（横浜市立大学、北里大学、聖マリアンナ医科大学、東海大学）に入学する学生が対象です。

その学生の修学を支援するために、県が修学資金を貸付け、神奈川県の地域医療を担う有能な人材の育成と確保を図り、地域医療提供体制を確保しようとする制度です。

そのため、貸付けを受けた学生の方が、大学卒業後、直ちに神奈川県内において2年間の初期臨床研修を受け、その後引き続いて7年間を県が指定する県内医療機関の指定診療科で勤務した場合は、修学資金の返還が免除されます。

制度の概要

貸付対象者	神奈川県出身者でかつ、将来県内の医療機関において、一定期間以上、医師不足診療科（産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療科）を担当する医師の業務に従事することを条件とした、横浜市立大学医学部の「神奈川県指定診療科枠（5名）」に入学された方。 ※この制度における「神奈川県出身者」とは、大学入学の時点で「県内に1年以上居住したことがある方」又は「県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した方」のいずれかに該当する方をいいます。 ※「神奈川県指定診療科枠」の入学者の方は、この修学資金の貸付けを受け、また6年次に県が作成するキャリア形成プログラム*に加入することが条件となっています。
貸付期間	大学1年次～6年次の6年間
貸付方法	原則、毎月貸付けを行います。（口座振替の方法により貸付けを行います。）
貸付額	月額10万円
返還免除	大学卒業後直ちに神奈川県内で初期臨床研修を受け、特定期間（初期臨床研修を含む9年間）以上、県が作成するキャリア形成プログラムのコースの中から本人が選択したコース（診療科）に基づき、指定された医療機関において指定診療科の業務に継続して従事したときは、修学資金の返還の債務を免除します。 ※返還免除に該当しなくなった場合には、原則1月以内に貸付けを受けた修学資金に利息（年10%）を付した額を返還していただきます。

指定診療科・指定医療機関について

指定診療科	大学6年次までに、神奈川県地域医療支援センター*が開催するイベント参加等の経験を通じて、キャリア形成について考えていただき、指定診療科（産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科、総合診療科）の中から選択します。なお、初期臨床研修2年目の夏までは指定診療科内のキャリア形成プログラムのコースの変更が可能です。
指定病院	選択したキャリア形成プログラムのコースに記載のステージ（初期臨床研修期間、専門研修期間、地域実践期間）別医療機関リストに掲載された医療機関 初期臨床研修を含む9年間、県内医療の状況を見ながら、いくつかの病院に勤務していただきます。

* キャリア形成プログラム

将来、地域医療に従事する医師を持ち、地域枠の制度により神奈川県内の大学医学部に入学し、卒業後、医師となった方が、キャリア形成などの不安を抱えることなく、地域医療において活躍していただけるよう本人の希望を踏まえ県が複数のコースを作成したものです。大学6年次に選択いただきます。

* 神奈川県地域医療支援センター

神奈川県地域医療支援センターとは、医療法に基づき、神奈川県庁内に設置したもので、地域において必要とされる医療を確保するため、県内の医師不足の状況等を把握・分析し、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保の支援、イベント等を行っています。

入学から特定期間終了までの流れ

入学～申請～貸付開始

横浜市立大学医学部の「神奈川県指定診療科枠」に合格後、修学資金貸付申請書に関係書類を添えて、入学手続きの際に併せて提出してください。

なお、申請に当たっては2名の連帯保証人（1名は法定代理人（父母等）、1名は父母以外の方）が必要となります。貸付決定となると入学した月から卒業までの間、「神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例」の規定に基づいて、毎月貸付けを行います。

大学6年次に、診療科ごとに作成されたキャリア形成プログラムに係るコースのうち、指定診療科（産科（産科の診療を行う産婦人科を含む。）、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療科）の中からコースの選択をしていただきます。

在学中には、県内地域枠医師や自治医科大学派遣医師とのイベントの実施による医学生の交流会等へ参加することができ、卒業後も県が行うキャリア支援サポートを受けることができます。

修学資金貸付期間（大学6年間）

卒業～貸付終了～初期臨床研修(特定期間)

大学を卒業し、直ちに神奈川県内で2年間の初期臨床研修を受けます。ここでは産婦人科、小児科、外科、内科、救急部門、精神科等の必修科目等についてローテーションで学んでいただきます。

大学6年次に選択したキャリア形成プログラムの変更は臨床研修プログラム2年目の8月頃まで変更が可能です。（要相談）

初期臨床研修（2年間）

指定医療機関への就業(特定期間)

本人が選択したキャリア形成プログラムのコースにおいて、就業先の医療機関として知事が指定し、掲載するする病院又は診療所に就業していただきます。

特定期間(9年間)における勤務

県内初期臨床研修（2年間）の後、県内の医療機関に（7年間）勤務していただきます。

なお、専門医研修をはじめ、より高度な医療技術の習得など総合的な育成を目指し、地域医療に貢献していただく指導的・中核的な医師の育成を行います。

初期臨床研修後（7年間）

その他 Q&A

Q 貸付けの申請に当たって必要な連帯保証人には、要件がありますか。

A 連帯保証人は2名必要となります。保証人については、独立の生計を営む方(原則として職業を有し、年収のある方)としています。また、申請者が未成年者の場合は、保証人のうち1名は法定代理人(父母等)にしてください(2名を父母にはしないでください)。なお、申請に当たって、保証人の収入等による所得制限は設けていませんが、所得を証明する書類(前年の源泉徴収票の写し、確定申告書(控)の写しまたは市町村発行の所得証明書など)を提出してください。

Q 他の奨学金等の貸付けを受けていても貸付申請はできますか。

A 本制度は他の奨学金等の貸付けを受けていても申請できます。ただし、すでに貸付けを受けている奨学金等に勤務先等の制限があるかもしれませんので、確認してください。

Q 在学中に休学した間の貸付けはどうなりますか。

A 本制度では、休学、停学処分、留年期間については、修学資金の貸付けを休止します。

Q 専門研修を受けることができますか。

A キャリア形成プログラムの期間中に専門研修を受けることは可能です。(初期臨床研修後ただちに受講もできます。)

Q 特定期間中に産休、育休、留学、大学院進学等中断をすることができますか。

A 産休、育休に係る中断は条例で認められています。留学、大学院進学等の一時中断も県と協議することができます。

Q 修学資金の返還をすると県外の医療機関での従事は可能になりますか。

A 修学資金返還後の条件は国との個別協議事項です。特段の理由がない場合は県内勤務要件が残ります。

神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、県内において地域医療に関連する診療科を担当する医師が不足し、その確保の重要性が著しく増大していることにかんがみ、将来県内において地域医療を担う有能な人材の育成及び確保を図るため、神奈川県地域医療医師修学資金の貸付けに関し必要な事項を定め、もって良質かつ適切な地域医療を効率的に提供する体制の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1) 地域医療医師育成課程 将来県内において産科(産科の診療を行う産婦人科を含む。)、小児科、麻酔科、外科、内科、救急科及び総合診療を担う診療科(第5号において「地域医療関連診療科」という。)を担当する医師の育成及び確保を図るための医学を履修する課程として学校法人北里研究所、学校法人聖マリアンナ医科大学、学校法人東海大学及び公立大学法人横浜市立大学が設置する大学(以下「大学」という。)に置かれる課程をいう。
- 2) 県内出身者 次のいずれかに該当する者をいう。
ア 大学に入学した時点において、県内に1年以上居住したことがある者
イ 県内の高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 3) 指定医療機関 神奈川県地域医療医師修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けを受けた者が医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項に規定する臨床研修(以下「臨床研修」という。)を修了した時に、医師の業務に従事する医療機関として知事が指定する病院又は診療所をいう。
- 4) 特定期間 第6条に規定する修学資金の貸付期間(以下「貸付期間」という。)(第7条第1項に規定する休学等の期間を除く。)の2分の3に相当する期間をいう。
- 5) 指定診療科 地域医療関連診療科のうち、修学資金の貸付けを受ける者(以下「修学生」という。)が大学を卒業し、臨床研修を修了するまでに、知事が指定する診療科をいう。
- 6) 特定臨床研修 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)第3条第1号の基幹型臨床研修病院として医師法第16条の2第1項の規定による指定を受けた病院であって、県内に所在するものが作成した臨床研修プログラムに基づく臨床研修をいう。
- 7) 特定医師業務 県内に所在する指定医療機関における特定診療科を担当する医師の業務をいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者に修学資金を貸し付ける。

- 1) 地域医療医師育成課程を履修する者として大学に入学(転入学、編入学及び再入学を除く。以下同じ。)を許可された者であって、当該入学の日から起算して1年を経過しない者であること。
 - 2) 県内出身者であること。
 - 3) 学業成績が優れ、性行が正しく、かつ、身体が健康であること。
 - 4) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の33第1項に規定するキャリア形成プログラム(以下「キャリア形成プログラム」という。)を選択し、当該キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に特定期間以上の期間従事する意思を有すること。
- 2 修学資金(第8条の規定により貸付けが廃止された場合にあつては、当該廃止された日の属する月の分までのものとして貸し付けられた修学資金)には、貸付けを受けた日の翌日から同条の規定により貸付けが廃止された日又は貸付期間が終了する月の末日までの日数に並び、年10パーセントの割合で計算した利息を付する。
- 3 前項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(修学生の選考)

第4条 知事は、選考によって修学生を決定する。

(修学資金の月額)

第5条 修学資金の額は、月額10万円とする。

(貸付期間)

第6条 修学資金の貸付期間は、大学に入学する日の属する月から大学を卒業する日の属する月までとする。

(貸付けの休止)

第7条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由(次項において「休学等の事由」という。)が生じた日の属する月の翌日からその事由が消滅した日の属する月までの期間(同項において「休学等の期間」という。)の分の修学資金の貸付けを休止することができる。

- 1) 休学したとき。
- 2) 停学の処分を受けたとき。
- 3) 留年したとき。

2 前項の場合において、休学等の期間の分の修学資金として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該休学等の事由が消滅した日の属する月の翌月以後の分として貸し付けられたものとみなす。

(貸付けの廃止)

第8条 修学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを廃止する。

- 1) 大学を退学し、又は退学させられたとき。
- 2) 修学生であることを辞退したとき。
- 3) 心身の故障のため、大学を卒業する見込みがなくなると認められるとき。
- 4) 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- 5) 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたこと。
- 6) 第6学年時に、キャリア形成プログラムを選択しなかったとき。
- 7) その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(返還)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者は、貸付期間が満了したとき又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止されたときは、貸付けを受けた修学資金の全額と、第3条第2項に規定する利息の額を合計した額(以下「修学資金等」という。)を貸付期間が満了した日又は前条の規定により修学資金の貸付けが廃止された日の翌日から起算して1月以内に返還しなければならない。ただし、知事がこれにより難いと認めるときは、規則で定めるところにより、返還することができる。

(債務の当然免除)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、返還の債務を免除する。

- 1) 次に掲げる場合のいずれにも該当した場合において、キャリア形成プログラムに従い、特定臨床研修及び特定医師業務に継続して従事した期間(以下「継続従事期間」という。)が、特定期間に達したとき。

ア 大学を卒業した日(同日の属する年度内に実施された医師法第9条に規定する医師国家試験に合格しなかった場合にあつては、同日から起算して1年を経過する日)の属する月の末日(災害、負傷、疾病その他規則で定めるやむを得ない事由(以下この条において「災害等」という。)が生じた場合にあつては、知事が定める日)までに医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令(平成14年厚生労働省令第158号)第3条第1号の基幹型臨床研修病院として特定臨床研修を受けることが決定し、当該特定臨床研修を修了したとき。

イ 臨床研修が修了した日の属する月の末日(災害等が生じた場合にあつては、知事が定める日)までに特定医師業務に従事することが決定し、当該特定医師業務に従事したとき。

- 2) 継続従事期間が特定期間に達するまでの間において、特定医師業務上の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該特定医師業務に従事できなくなったとき。

2 前項第1号の場合において、災害等により特定医師業務に従事できなかったときは、引き続き当該特定医師業務に従事したものとみなす。ただし、継続従事期間には、特定医師業務に従事できなかった期間は算入しない。

(債務の裁量免除)

第11条 第9条の規定にかかわらず、知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、死亡、心身の故障その他特別の事情により修学資金等を返還する能力を失ったと認められるときは、債務の全部又は一部を免除することができる。

(返還の当然猶予)

第12条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が第10条第1項第1号の規定の適用を受けることとなると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予する。

(返還の裁量猶予)

第13条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が被災、心身の故障その他特別の事情により修学資金等の返還が困難であると認められるときは、当該事情が継続している間、修学資金等の返還を猶予することができる。

(延滞利息の徴収)

第14条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金等を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に並び、返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を徴収することができる。

2 第3条第3項の規定は、前項の延滞利息について準用する。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。